

松山市保育士資格等取得支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、保育士資格等取得を支援することにより、保育教諭及び保育士の増加を図り、子どもを安心して育てることが出来る体制整備を行うことを目的とする。

なお、その交付に関しては、この要領に定めるもののほか、松山市補助金等交付規則（昭和44年規則第6号）（以下「規則」という。）に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象事業は、保育人材確保事業の実施について（令和6年5月30日 こ成保第312号 こども家庭庁成育局長通知。以下「国通知」という。）の別添1保育士資格等取得支援事業実施要綱のうち、Ⅰ保育士資格等取得支援事業の3又は、Ⅱ保育士試験による資格取得支援事業の3（1）に規定する各事業とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象者は、国通知Ⅰ4（1）又は、Ⅱ4（1）①の規定を満たした者とする。
ただし、対象施設は市内にある施設とし、対象者は、市内に住民票を有する者とする。

(補助対象経費、補助率及び補助金額)

第4条 補助金の対象となる経費、補助率及び補助金額（以下「補助対象経費等」という。）は、松山市の予算の範囲内で国の保育対策総合支援事業費補助金交付要綱に準じる。

(計画の申請)

第5条 国通知Ⅰ3の事業を実施する対象施設及び対象者（以下「国通知Ⅰ3の申請者」という。）は、「保育士資格等取得支援事業実施計画書」（別添様式1）及び国通知Ⅰ5（2）に規定される確認書類を、養成施設等への受講開始日の属する年度中に市長に提出しなければならない。

(計画の実施決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があり、事業実施の決定をしたときは、「保育士資格等取得支援事業実施決定通知書」（別添様式3）にて、申請者に通知するものとする。

(計画の実施報告)

第7条 国通知Ⅰ3の申請者は、原則、保育士証又は免許状の交付を受けた後、「保育士資格等取得支援事業完了報告書」（別添様式2）及び国通知Ⅰ6（2）に規定される確認書類を勤務対象施設に勤務を開始した日の属する月末（保育士証又は免許状の交付前から勤務対象施設に継続勤務している場合は、保育士証の交付を受けた月末）までに市長に提出しなければならない。

(補助金の申請)

第8条 国通知Ⅰ3の申請者は、事業完了後、「補助金等交付申請書」（第1号様式）、事業計画書、「収支予算書」（第2号様式）を市長が指定する期日までに提出しなければならない。なお、事業

計画書は、第5条に規定する「保育士資格等取得支援事業実施計画書」とすることができる。また、国通知Ⅱ3（1）の事業を実施する対象者（以下、「国通知Ⅱ3（1）の申請者」という。）は、保育士証の交付を受けた後、原則勤務を開始した日の属する月末までに「受験対策学習費用支給申請書」（第3号様式）、「収支予算書」（第2号様式）及び国通知Ⅱ4（1）④の確認書類を市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があり、交付の決定をしたときは、「補助金交付決定通知書」（第4号様式）にて、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 第9条の「補助金交付決定通知書」を受けた申請者は、補助金の請求ができるものとする。
2 補助金を請求するときは、第5号様式を、市長が指定する期日までに提出しなければならない。

（勤務継続の報告）

第11条 補助金の交付を受けた申請者は、6ヶ月ごとに1年間「勤務継続報告書」（第6号様式）を市長が指定する期日までに提出しなければならない。

（補助金の返還）

第12条 国通知Ⅰ3の申請者及び国通知Ⅱ3（1）の申請者は、補助金交付後、対象施設に1年間勤務をしなかった場合は補助金を返還しなければならない。

（補助金の取消し等）

第13条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の一部又は全部の決定を取り消し、既に交付されている補助金の返還を求めることができる。
（1）国通知に規定する要件を欠いたとき。
（2）虚偽その他不正な手段により交付を受けたとき。
（3）その他市長が必要と認めたとき。

（その他）

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

この要領は、平成28年12月13日から実施する。

この要領は、平成29年 4月 1日から実施する。

この要領は、令和3年 6月15日から施行し、令和3年4月1日に遡って適用する。

この要領は、令和6年 6月14日から施行し、令和6年4月1日に遡って適用する。